平成２４年（フ）第３１４号
愛知県稲沢市長野１丁目10番10―302号
債務者　林　　寛之
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１０６２号
京都市右京区嵯峨折戸町28番地３
債務者　津川　眞理
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５２５号
埼玉県所沢市東住吉14番20―106号　所沢メゾン３、申立時の住所横浜市港北区高田西４丁目２番７号　グレースコート綱島202
債務者　福岡　一美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３３号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸５丁目10番１―206号
債務者　福井　　力
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９８８号
横浜市保土ケ谷区鎌谷町69番地　渋谷ハイツ101号
債務者　杉原　朗子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２００７号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目４番17号
債務者　酒井　美雪
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０３１号
横浜市西区岡野２丁目１番１―403号
債務者　佐々木　智
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０４６号
横浜市戸塚区矢部町1674番地３　セラピー踊場401号
債務者　利波　清佳
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０６２号
神奈川県海老名市中新田４丁目16番13―203号
債務者　内藤　　操
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０９４号
横浜市中区新山下３丁目15番２―206号
債務者　加藤　春美
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１５号
栃木県芳賀郡益子町大字益子1053番地、前住所栃木県芳賀郡益子町大字益子1496番地３　ＳＫハーモニー101号
債務者　大塚　敦子（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４３号
栃木県宇都宮市宮原１丁目７番15号　ミヤハラＭ５、住民票上の住所栃木県鹿沼市千渡1229番地４
債務者　髙村　鉄平
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４６４号
栃木県鹿沼市下沢991番地４
債務者　大貫　明美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９０号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目2554番地99　フジハイツ205、前住所栃木県宇都宮市東宿郷２丁目11番１号　伸晃ハイツ301
債務者　渡邊　明弘
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５０９号
栃木県宇都宮市石井町3335番地９　中原ハイツⅡ１―12号室
債務者　鈴木　ミワ（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５２０号
栃木県小山市城東７丁目27番４号　山中ハイツ２階西
債務者　福田　優子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係